平成２２年（フ）第１２４号
静岡県裾野市二ツ屋11番地の30
債務者　田邉　修身
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
静岡県沼津市東椎路1256番地　鈴木ハイツ102
債務者　石川　　昇
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
静岡県沼津市東椎路1256番地　鈴木ハイツ102
債務者　石川日奈子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
静岡県沼津市原773番地の１　エデンス原Ｃ―203、前住所静岡県沼津市岡宮375番地の25
債務者　川原　邦博
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
愛知県稲沢市祖父江町甲新田芝原中22番地３
債務者　小西　直美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６０号
愛知県一宮市木曽川町黒田字酉新田東ノ切23番地　グランレイム木曽川703号
債務者　柴田奈津恵
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３７号
大阪府東大阪市友井３丁目４番１号　サンシャインミト111号
債務者　飯沼　健彦
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９５号
大阪市住吉区清水丘１丁目34―15、住民票上の住所大阪府八尾市小畑町２丁目18番地の13
債務者　西田　富雄
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５０９号
大阪市東成区東今里１丁目５番40号　ドーン緑橋206号
債務者　松井　　順
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７０号
大阪府茨木市若園町36番９号
債務者　小谷　昌史
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７３１号
大阪府豊中市豊南町東２丁目６番14号
債務者　元山　貴博
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７４４号
大阪府枚方市高野道１丁目21番８号
債務者　中谷　　晃
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７８２号
大阪市西淀川区姫島６丁目２番17号
債務者　向井　竜也
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７９７号
大阪府茨木市豊川４丁目22番11号
債務者　小北　春義
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７７号
大阪市生野区桃谷４丁目13番15号
債務者　康　　殷碩
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０３８号
大阪府茨木市耳原１丁目16番18号
債務者　立山　隆祥
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３９２号
大阪市西淀川区御幣島４丁目17番24号
債務者　蒲原　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部